

第4回嬉野市議会定例会
(議案資料)

嬉 野 市

議案 番号	議 案 資 料 名	頁
7 6	嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(整理表)	1
7 7	嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 (整理表)	1 2
7 8	嬉野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(整理表)	1 7
8 1	嬉野市情報公開条例の改正について	1 9
8 2	嬉野市部設置条例の一部を改正する条例新旧対照表	2 3
8 2	嬉野市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表	2 5
8 2	嬉野市水道審議会条例の一部を改正する条例新旧対照表	2 6
8 2	嬉野市組織図(案)	2 7
8 3	嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表	2 8
8 3	嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(主な改定内容)	3 5
8 4	嬉野市営駐車場条例の一部を改正する条例新旧対照表	3 6
8 5	嬉野市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表	3 7
8 6	嬉野市営住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表	3 8

嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（整理表）

表中の（従）は従うべき基準，（参）は参酌すべき基準とする。

	国の示す基準	嬉野市が定める基準（案）	
総則に関する基準	趣旨等（参） 設備運営基準は、家庭的保育事業等を利用している乳児または幼児（基本的に満3歳に満たない児童）が、明るくて衛生的な環境の中、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。	国の示す基準のとおり	
	保育所等との連携（従）	国の示す基準のとおり	
	家庭的保育事業	保育所、幼稚園または認定こども園の連携施設を設定する。	国の示す基準のとおり
	小規模保育事業	保育所、幼稚園または認定こども園の連携施設を設定する。	
	居宅訪問型保育事業	一律には求めない。	
	事業所内保育事業	保育所、幼稚園または認定こども園の連携施設を設定する。	
	非常災害（参）		国の示す基準のとおり
	家庭的保育事業	消火用具・非常口等を設け、毎月避難及び消火訓練をしなければならない。	国の示す基準のとおり
	小規模保育事業		
	居宅訪問型保育事業		
	事業所内保育事業		
	職員の一般的要件（参）		国の示す基準のとおり
	家庭的保育事業	健全な心身を有し、児童福祉に熱意のある者と する。	国の示す基準のとおり
	小規模保育事業		
	居宅訪問型保育事業		
	事業所内保育事業		
	職員の知識及び技能の向上等（参）		国の示す基準のとおり
	家庭的保育事業	常に自己研鑽し、知識及び技能の修得、維持向上すること。	国の示す基準のとおり
	小規模保育事業		
	居宅訪問型保育事業		
事業所内保育事業			
他の社会福祉施設等を併せて設置する設備及び職員の基準（従）		国の示す基準のとおり	
家庭的保育事業	必要に応じ一部の設備及び職員を兼ねることが できるが、保育室及び事業所に特有の設備及び 保育に直接従事する職員についてはこの限りで はない。	国の示す基準のとおり	
小規模保育事業			
居宅訪問型保育事業			
事業所内保育事業			

総則に関する基準	利用乳幼児を平等に取り扱う原則（従）		国の示す基準のとおり
	家庭的保育事業	国籍、信条等による差別的取扱をしてはならない。	
	小規模保育事業		
	居宅訪問型保育事業		
	事業所内保育事業		
	虐待等の禁止（従）		国の示す基準のとおり
	家庭的保育事業	暴行、わいせつ行為等の虐待をしてはならない。	
	小規模保育事業		
	居宅訪問型保育事業		
	事業所内保育事業		
	懲戒に係る権限の濫用禁止（従）		国の示す基準のとおり
	家庭的保育事業	身体的苦痛を与える等の権限を濫用してはならない。	
	小規模保育事業		
	居宅訪問型保育事業		
	事業所内保育事業		
	衛生管理等（参）		国の示す基準のとおり
	家庭的保育事業	食器等は衛生的な管理に努め、衛生上、必要な措置を講じなければならない。	
	小規模保育事業		
	居宅訪問型保育事業		
	事業所内保育事業		
食事（従）		国の示す基準のとおり	
家庭的保育事業	家庭的保育事業所等内で調理する方法により行う。		
小規模保育事業			
居宅訪問型保育事業			
事業所内保育事業			
食事の提供の特例（従）		国の示す基準のとおり	
家庭的保育事業	一定要件を満たした上で連携施設等の搬入施設から食事を提供することも可能だが、加熱・保存する設備を備えなければならない。		
小規模保育事業			
居宅訪問型保育事業			
事業所内保育事業			
利用乳幼児及び職員の健康診断（参）		国の示す基準のとおり	
家庭的保育事業	利用乳幼児に対して利用開始時及び年2回の健康診断を実施し、職員の健康診断も適切に実施すること。		
小規模保育事業			
居宅訪問型保育事業			
事業所内保育事業			

総則に関する基準	内部規程（参）		国の示す基準のとおり
	家庭的保育事業	事業の目的及び運営方針等の重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	
	小規模保育事業		
	居宅訪問型保育事業		
	事業所内保育事業		
	備える帳簿（参）		国の示す基準のとおり
	家庭的保育事業	職員、財産、利用者の処遇の状況等の帳簿を整備しておかなければならない。	
	小規模保育事業		
	居宅訪問型保育事業		
	事業所内保育事業		
	秘密保持（従）		国の示す基準のとおり
	家庭的保育事業	職員（退職者含む）は業務上知り得た利用者等の秘密を漏らしてはならない。	
	小規模保育事業		
	居宅訪問型保育事業		
	事業所内保育事業		
	苦情への対応（参）		国の示す基準のとおり
家庭的保育事業	利用者等からの苦情については、必要な措置を講じ迅速に対応しなければならない。		
小規模保育事業			
居宅訪問型保育事業			
事業所内保育事業			
指導及び助言（参）		国の示す基準のとおり	
家庭的保育事業	市からの指導または助言を受けたときは、必要な改善を行わなければならない。		
小規模保育事業			
居宅訪問型保育事業			
事業所内保育事業			
家庭的保育に関する基準	設備の基準（従）		国の示す基準のとおり
	衛生的な調理設備の設置。		
設備の基準（参）		国の示す基準のとおり	
乳幼児の保育を行う専用の部屋を設ける。保育専用室の面積は9.9㎡以上（3人を超える場合は3.3㎡/人を加える）。 採光、照明及び換気の設備を有する。 衛生的な便所の設置。 同一敷地内の屋外に遊戯等適した広さの庭を有する（付近代替地含む）。庭の面積は満2歳以上児3.3㎡/人以上。 火災報知器及び消火器を設置し、消火訓練及び避難訓練を定期的を実施。			

職員（従）	
<p>家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない（調理業務の全部委託、搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育者 <p>児童福祉法第18条の5等の欠格事由に該当しない者であって、市町村長が行う研修等を修了した保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認めた者。</p> <p>1人が保育可能な乳幼児は3人以下とする</p> ・家庭的保育補助者 <p>市町村長が行う研修等を修了した者。</p> <p>家庭的保育者とともに保育する場合の保育可能な乳幼児は5人以下とする。</p> 	国の示す基準のとおり
保育時間（参）	国の示す基準のとおり
保育時間は、1日8時間を原則とする。	国の示す基準のとおり
保育内容（従）	国の示す基準のとおり
厚生労働大臣が定める指針に準じ、適切な保育を提供しなければならない。	国の示す基準のとおり

	保護者との連絡 (参)	国の示す基準のとおり	
	利用者の保護者と密接な連絡を取り、保育内容等の理解及び協力を得るよう努める。		
小規模保育事業に関する基準	小規模保育事業の区分 (従)	国の示す基準のとおり	
	小規模保育事業A型, 小規模保育事業B型, 小規模保育事業C型とする。		
	■小規模保育事業A型		
	設備の基準 (従)	国の示す基準のとおり	
	調理設備を設けること。		
	設備の基準 (参)	国の示す基準のとおり	
	乳児及び満2歳に満たない幼児を利用させる場合は、乳児室またはほふく室及び便所を設け、必要な用具を備える。 乳児室またはほふく室の面積は、3.3㎡/人以上。 満2歳以上の幼児を利用させる場合は、保育室または遊戯室、屋外遊戯場(付近代替地含む)及び便所を設けること。 保育室または遊戯室の面積は、1.98㎡/人以上。 屋外遊戯場の面積は、3.3㎡/人以上。 保育室または遊戯室には必要な用具を備える。 保育室等を2階以上に設ける建物は、建築基準法等を遵守すること。		
	職員 (従)		国の示す基準のとおり
	保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない(調理業務の全部委託、搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる)。 保育士の数は次に定める数の合計数に1人を加えた数以上。 ・乳児 おおむね3人につき1人 ・満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ・満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 ・満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 保健師または看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。		
	保育時間 (参)		国の示す基準のとおり
保育時間は、1日8時間を原則とする。			
保育内容 (従)	国の示す基準のとおり		
厚生労働大臣が定める指針に準じ、適切な保育を提供しなければならない。			

保護者との連絡（参）	国の示す基準のとおり
利用者の保護者と密接な連絡を取り、保育内容等の理解及び協力を得るよう努める。	
■小規模保育事業B型	
設備の基準（従）	国の示す基準のとおり
調理設備を設けること。	
設備の基準（参）	国の示す基準のとおり
乳児及び満2歳に満たない幼児を利用させる場合は、乳児室またはほふく室及び便所を設け、必要な用具を備える。 乳児室またはほふく室の面積は、3.3㎡/人以上。 満2歳以上の幼児を利用させる場合は、保育室または遊戯室、屋外遊戯場（付近代替地含む）及び便所を設けること。 保育室または遊戯室の面積は、1.98㎡/人以上。 屋外遊戯場の面積は、3.3㎡/人以上。 保育室または遊戯室には必要な用具を備える。 保育室等を2階以上に設ける建物は、建築基準法等を遵守すること。	
職員（従）	国の示す基準のとおり
保育士、その他市町村長が行う研修等を修了した保育に従事する職員、嘱託医及び調理員を置かなければならない（調理業務の全部委託、搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる）。 保育従事者の数は次に定める数の合計数に1人を加えた数以上で半数は保育士とする。 ・乳児 おおむね3人につき1人 ・満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ・満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 ・満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 保健師または看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。	
保育時間（参）	国の示す基準のとおり
保育時間は、1日8時間を原則とする。	
保育内容（従）	国の示す基準のとおり
厚生労働大臣が定める指針に準じ、適切な保育を提供しなければならない。	
保護者との連絡（参）	国の示す基準のとおり
利用者の保護者と密接な連絡を取り、保育内容等の理解及び協力を得るよう努める。	

■小規模保育事業C型	
設備の基準（従）	国の示す基準のとおり
調理設備を設けること。	
設備の基準（参）	国の示す基準のとおり
<p>乳児及び満2歳に満たない幼児を利用させる場合は、乳児室またはほふく室及び便所を設け、必要な用具を備える。</p> <p>乳児室またはほふく室の面積は、3.3㎡/人以上。</p> <p>満2歳以上の幼児を利用させる場合は、保育室または遊戯室、屋外遊戯場（付近代替地含む）及び便所を設けること。</p> <p>保育室または遊戯室の面積は、3.3㎡/人以上。</p> <p>屋外遊戯場の面積は、3.3㎡/人以上。</p> <p>保育室または遊戯室には必要な用具を備える。</p> <p>保育室等を2階以上に設ける建物は、建築基準法等を遵守すること。</p>	
職員（従）	国の示す基準のとおり
<p>家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない（調理業務の全部委託、搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる）</p> <p>家庭的保育者1人が保育可能な乳幼児は3人以下とするが、家庭的保育補助者とともに保育する場合の保育可能な乳幼児は5人以下とする。</p>	
利用定員（従）	国の示す基準のとおり
6人以上10人以下とする。	
保育時間（参）	国の示す基準のとおり
保育時間は、1日8時間を原則とする。	
保育内容（従）	国の示す基準のとおり
厚生労働大臣が定める指針に準じ、適切な保育を提供しなければならない。	
保護者との連絡（参）	国の示す基準のとおり
利用者の保護者と密接な連絡を取り、保育内容等の理解及び協力を得るよう努める。	

居宅訪問型保育事業に関する基準	居宅訪問型保育事業（従）	国の示す基準のとおり
	居宅訪問型保育事業は障がい・疾病等の程度を勘案して集団保育が困難であると認められる乳幼児に対する保育等を提供する。	
	設備及び備品（参）	国の示す基準のとおり
	必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、設備及び備品等を備えなければならない。	
	職員（従）	国の示す基準のとおり
	家庭的保育者1名が保育可能な乳幼児は1人とする。	
	居宅訪問型保育連携施設（従）	国の示す基準のとおり
	障がい・疾病等の事由により保育を行う場合は、その状態に応じ専門的な支援等が受けられるよう、あらかじめ連携する障害児入所施設等を適切に確保しなければならない。	
	保育時間（参）	国の示す基準のとおり
	保育時間は、1日8時間を原則とする。	
保育内容（従）	国の示す基準のとおり	
厚生労働大臣が定める指針に準じ、適切な保育を提供しなければならない。		
保護者との連絡（参）	国の示す基準のとおり	
利用者の保護者と密接な連絡を取り、保育内容等の理解及び協力を得るよう努める。		

事業所内保育事業に関する基準	利用定員の設定 (参) 左欄の利用定員区分に応じ、右欄の乳幼児数を踏まえて市町村が設定する。	国の示す基準のとおり																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>利用定員数</th> <th>その他の乳幼児数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1人～5人</td><td>1人</td></tr> <tr><td>6人～7人</td><td>2人</td></tr> <tr><td>8人～10人</td><td>3人</td></tr> <tr><td>11人～15人</td><td>4人</td></tr> <tr><td>16人～20人</td><td>5人</td></tr> <tr><td>21人～25人</td><td>6人</td></tr> <tr><td>26人～30人</td><td>7人</td></tr> <tr><td>31人～40人</td><td>10人</td></tr> <tr><td>41人～50人</td><td>12人</td></tr> <tr><td>51人～60人</td><td>15人</td></tr> <tr><td>61人～70人</td><td>20人</td></tr> <tr><td>71人以上</td><td>20人</td></tr> </tbody> </table>	利用定員数	その他の乳幼児数	1人～5人	1人	6人～7人	2人	8人～10人	3人	11人～15人	4人	16人～20人	5人	21人～25人	6人	26人～30人	7人	31人～40人	10人	41人～50人	12人	51人～60人	15人	61人～70人	20人	71人以上	20人	
	利用定員数	その他の乳幼児数																										
	1人～5人	1人																										
	6人～7人	2人																										
8人～10人	3人																											
11人～15人	4人																											
16人～20人	5人																											
21人～25人	6人																											
26人～30人	7人																											
31人～40人	10人																											
41人～50人	12人																											
51人～60人	15人																											
61人～70人	20人																											
71人以上	20人																											
■保育所型 (定員 20 人以上に限る)																												
設備の基準 (従) 調理室 (事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む) を設けること。	国の示す基準のとおり																											
設備の基準 (参) 乳児及び満2歳に満たない幼児を利用させる場合は、乳児室またはほふく室、医務室及び便所を設け、必要な用具を備える。 乳児室の面積は、1.65㎡/人以上、ほふく室の面積は3.3㎡/人以上。 満2歳以上の幼児を利用させる場合は、保育室または遊戯室、屋外遊戯場 (付近代替地含む) 及び便所を設けること。 保育室または遊戯室の面積は、1.98㎡/人以上。 屋外遊戯場の面積は、3.3㎡/人以上。 保育室または遊戯室には必要な用具を備える。 保育室等を2階以上に設ける建物は、建築基準法等を遵守すること。	国の示す基準のとおり																											
職員 (従) 保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない (調理業務の全部委託、搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる)。 保育士の数は次に定める数の合計数以上とし、2人を下回ることはいない。 ・乳児 おおむね3人につき1人 ・満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人	国の示す基準のとおり																											

	<ul style="list-style-type: none"> ・満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 ・満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 保健師または看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。	
事業所内保育事業に関する基準	連携施設に関する特例（従） 連携施設の確保に当たって、集団保育の体験等の連携協力を要しない。	国の示す基準のとおり
	保育時間（参） 保育時間は、1日8時間を原則とする。	国の示す基準のとおり
	保育内容（従） 厚生労働大臣が定める指針に準じ、適切な保育を提供しなければならない。	国の示す基準のとおり
	保護者との連絡（参） 利用者の保護者と密接な連絡を取り、保育内容等の理解及び協力を得るよう努める。	国の示す基準のとおり
	■小規模型（定員19人以下に限る）	
	設備の基準（従） 調理設備（事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む）を設けること。	国の示す基準のとおり
	設備の基準（参） 乳児及び満2歳に満たない幼児を利用させる場合は、乳児室またはほふく室及び便所を設け、必要な用具を備える。 乳児室またはほふく室の面積は、3.3㎡/人以上。 満2歳以上の幼児を利用させる場合は、保育室または遊戯室、屋外遊戯場（付近代替地含む）及び便所を設けること。 保育室または遊戯室の面積は、1.98㎡/人以上。 屋外遊戯場の面積は、3.3㎡/人以上。 保育室または遊戯室には必要な用具を備える。 保育室等を2階以上に設ける建物は、建築基準法等を遵守すること。	国の示す基準のとおり
	職員（従） 保育士、その他市町村長が行う研修等を修了した保育に従事する職員、嘱託医及び調理員を置かなければならない（調理業務の全部委託、搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる）。 保育従事者の数は次に定める数の合計数に1人を加えた数以上で半数は保育士とする。	国の示す基準のとおり

	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児 おおむね3人につき1人 ・満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ・満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 ・満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 <p>保健師または看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。</p>	
	<p>保育時間 (参)</p> <p>保育時間は、1日8時間を原則とする。</p>	国の示す基準のとおり
	<p>保育内容 (従)</p> <p>厚生労働大臣が定める指針に準じ、適切な保育を提供しなければならない。</p>	国の示す基準のとおり
	<p>保護者との連絡 (参)</p> <p>利用者の保護者と密接な連絡を取り、保育内容等の理解及び協力を得るよう努める。</p>	国の示す基準のとおり
経過措置に関する基準	<p>食事の提供の経過措置 (従)</p> <p>この省令の施行の日の前日において児童福祉法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合は、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日まで、調理員及び調理設備等の規定は、適用しないことができる。</p>	国の示す基準のとおり
	<p>連携施設に関する経過措置 (従)</p> <p>家庭的保育事業者等は連携施設の確保が著しく困難等による場合は、この省令の施行の日から起算して5年を経過するまでの間、連携施設の確保をしないことができる。</p>	国の示す基準のとおり
	<p>小規模保育事業B型に関する経過措置 (従)</p> <p>家庭的保育者または家庭的保育補助者は、この省令の施行の日から起算して5年を経過するまでの間、小規模保育事業B型及び小規模型事業所内保育事業に規定する保育従事者とみなす。</p>	国の示す基準のとおり
	<p>利用定員に関する経過措置 (従)</p> <p>小規模保育施設C型にあつては、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。</p>	国の示す基準のとおり

嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（整理表）

表中の（従）は従うべき基準，（参）は参酌すべき基準とする。

		国の示す基準				嬉野市が定める基準 (案)
利用定員に関する基準（従）	利用定員		年齢による定員設定			国の示す基準のとおり
	特定教育・保育施設	認定こども園	20人以上	①② ③④	①1号認定 (3-5歳) ②2号認定 (3-5歳) ③3号認定 (0歳) ④3号認定 (1-2歳)	
		幼稚園		①		
		保育所	20人以上	②③ ④		
	特定地域型保育事業	家庭的保育	1人以上 5人以下	③④		
		小規模保育 A・B型	6人以上 19人以下	③④		
		小規模保育 C型	6人以上 10人以下	③④		
		居宅訪問型 保育	1人	③④		
		事業所内 保育		③④		
	運営に関する基準	内容・手続きの説明、同意（従）				
教育・保育の提供開始に当たって、利用申込者に対し教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得なければならない。						
内容・手続きの説明方法（参）					国の示す基準のとおり	
事前説明については、利用申込者の承諾を得て、文書の交付に代えて電子ファイル等を提供することを可能とする。						
応諾義務（正当な理由のない場合提供拒否の禁止）（従）					国の示す基準のとおり	
支給認定保護者から利用申込を受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。						
※定員を上回った場合						
	1号認定 (教育標準時間)	抽選、先着順、設置者の理念に基づく選考等、選考方法を明示した上で行う。				
	2・3号認定 (保育認定)	保育の必要性が高いと認められる子どもが、優先的に利用できるよう選考する。				

運営に関する基準	あっせん、調整及び要請に対する協力（従） 市町村が子ども・子育て支援法に基づいて行うあっせん等については、できる限り協力しなければならない。	国の示す基準のとおり
	受給資格の確認（参） 教育・保育の提供を求められた場合には、支給認定証（保育の必要量等）の確認を行う。	国の示す基準のとおり
	支給認定の申請に係る援助（参） 支給認定申請が行われていない場合には、申し込みの意思を踏まえて、速やかに適切な申請がなされるよう援助する。	国の示す基準のとおり
	心身の状態等の把握（参） 特定教育・保育施設は、子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努めることとする。	国の示す基準のとおり
	小学校等との連携（参） 教育・保育の提供の終了に際して、小学校における教育または他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、密接な連携に努める。	国の示す基準のとおり
	連携施設の確保（従）（特定地域型保育事業者のみ） ①保育内容に関する支援 ②代替保育 ③卒業後の受け皿の観点から、認定こども園等の連携施設の設定を求める（事業所内保育事業で利用定員が20人以上のものについては、①②についての内容は不要）。 なお、居宅訪問型保育事業については、連携する障害児入所施設等を適切に確保する。	国の示す基準のとおり
	提供の記録（参） 教育・保育を提供した際は、提供日及び内容その他必要な事項を記録しなければならない。	国の示す基準のとおり
	利用者負担額等の受領（従） 施設・事業者は支給認定保護者から法に定める利用者負担額の支払いを受けるものとする。その上で、それ以外に、実費徴収等の上乗せ徴収を受けることができる（あらかじめ額や理由の明記が必要）。また、支払いを受けた場合は、領収書の交付が必要。	国の示す基準のとおり
	給付費等の額に係る通知等（参） 給付費等の支払を受けた場合には、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る給付額を通知しなければならない。	国の示す基準のとおり
	取扱方針（従） 教育・保育の提供に当たっては、それぞれの施設の区分に応じて定められる要綱等に基づき、適切な教育・保育の提供を行わなければならない。	国の示す基準のとおり

運営に関する基準	教育・保育に関する評価（参） 提供する教育・保育の自己評価及びそれに基づく改善、学校関係者（保護者等）評価、第三者評価等を受審し、結果の公表・改善を図るよう努める。	国の示す基準のとおり
	相談及び援助（参） 子どもの心身の状況等の的確な把握に努め、子どもまたは保護者に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言等を行わなければならない。	国の示す基準のとおり
	緊急時等の対応（参） 子どもの体調の急変が生じた場合等には、速やかに当該子どもの保護者または医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	国の示す基準のとおり
	支給認定保護者に関する市町村への通知（参） 教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が、偽りその他不正な行為によって給付を受けたときは、遅延なく市町村に通知しなければならない。	国の示す基準のとおり
	運営規程の策定（参） 施設の運営について重要事項（施設の目的や運営方針等）に関する規定を定めておかなければならない。	国の示す基準のとおり
	勤務体制の確保等（参） 施設・事業者は、適切な教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定めるとともに、職員の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。	国の示す基準のとおり
	定員の遵守（参） 利用定員を超えて教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、便宜の提供等のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。	国の示す基準のとおり
	掲示（参） 施設の見やすい場所に、利用申込の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	国の示す基準のとおり
	子どもの適切な処遇（従） ①子どもを平等に取り扱う原則 ②虐待等の禁止 ③懲戒に係る権限の濫用禁止	国の示す基準のとおり
	秘密保持等（従） ①職務上知りえた秘密の保持 ②職員（退職者含む）への秘密保持のための必要な措置	国の示す基準のとおり

運営に関する基準	③情報提供が必要な場合の保護者への事前周知、説明、同意		
	情報の提供（参）	国の示す基準のとおり	
	①教育・保育に関する情報提供に努める ②誇大広告等の禁止		
	利益供与の禁止（参） 施設を紹介すること、就学前子どもを紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	国の示す基準のとおり	
	苦情処理（参）	国の示す基準のとおり	
	①窓口の設置 ②苦情内容の記録 ③市町村が実施する事業等への協力		
	地域との連携等（参） 施設・事業の運営に当たっては、地域との交流に努めなければならない。	国の示す基準のとおり	
	事故発生の防止、発生時の対応（従）	国の示す基準のとおり	
	①事故発生（再発）の防止（指針の整備、周知体制、研修の実施） ②事故発生時の速やかな対応（連絡、記録、損害賠償等）		
	会計区分（参） 教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	国の示す基準のとおり	
	記録の整備（参） 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。また、教育・保育の提供に関する記録については、5年間保存しなければならない。	国の示す基準のとおり	
	特定給付費に関する基準	特別利用保育・特別利用教育・特別利用地域型保育の提供（従）	国の示す基準のとおり
		施設・事業者が利用定員を超えて教育・保育を提供する場合の職員配置等については、当該施設・事業で定員を設定している認定区分の子どもと同じ認可基準等によることを基本とする。また、定められた利用定員を超えないものとする。	
その他	特定保育所に関する特例（従）	国の示す基準のとおり	
	特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、受け取りの際に市町村の同意を得ることを要件とする。なお、応諾義務・市町村が行うあっせん等の協力に関する規定については適用しない。 市町村から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所		

	<p>における保育を行うことの委託を受けた時は、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。</p>	
<p>その他</p>	<p>経過措置（従）</p> <p>小規模保育事業C型にあつては、この府令の施行の日から起算して5年を経過するまでの利用定員は、6人以上15人以下とする。</p> <p>特定地域型保育事業者は、市町村が認める場合はこの府令の施行の日から5年を経過するまでの間、連携施設を確保しないことができる。</p>	<p>国の示す基準のとおり</p>

嬉野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（整理表）

表中の（従）は従うべき基準，（参）は参酌すべき基準とする。

項目	国の示す基準	嬉野市が定める基準 (案)
<p>従事する者 (従)</p>	<p>指導員は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条第2項各号のいずれかに該当する者（児童の遊びを指導する者）であって、都道府県知事の行う研修を修了したもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士 ・社会福祉士 ・高等学校を卒業した者等であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの ・教員免許を有する者 ・大学・大学院で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ・高等学校を卒業した者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者 <p>経過措置 放課後児童支援員の資格について、「都道府県知事が行う研修を修了した者」に、平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含めること</p>	<p>国の示す基準のとおり</p>
<p>職員数 (従)</p>	<p>指導員は、2人以上配置することとし、うち1人以上は有資格者とする。</p>	<p>国の示す基準のとおり</p>
<p>施設・設備 (参)</p>	<p>遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた専用区画を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を設置する。 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上とする。</p>	<p>国の示す基準のとおり。 ただし、経過措置を定める。</p>
<p>開所日数 (参)</p>	<p>開所日数は、年間250日以上とする。 開所時間は、小学校の授業の終了の時刻その他の状況を考慮して、1日につき平日3時間以上、休日8時間以上を原則とする。</p>	<p>国の示す基準のとおり</p>

<p>児童の集団の規模 (参)</p>	<p>児童の集団の規模は、おおむね40人以下とする。 ※児童数がおおむね40人を超えるクラブは、複数の集団に分けて対応するよう努める。</p>	<p>国の示す基準のとおり ただし、経過措置を定める。</p>
<p>その他 (参)</p>	<p>設備、食器又は飲用水等の衛生管理、感染症又は食中毒の発生及びまん延の防止、緊急時等における対応方法、非常災害対策、虐待防止措置、秘密の保持、保護者及び小学校等との密接な連携等について定める。</p>	<p>国の示す基準のとおり</p>

嬉野市情報公開条例の改正について

第1. 改正の必要性等

嬉野市情報公開条例は、平成18年1月嬉野市合併、以来、大幅な改正をすることなく現在に至っており、その間に、全国的な制度の問題点（権利濫用請求、営利目的利用、大量請求等）が明らかになり、その対応が求められています。また、今年2月の新聞報道でNPO法人の調査を基に県内でも情報公開度が低い市に位置付けられるなどの課題がありました。このため、これらの課題を解消するために、国の「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」及び同法改正案や他自治体の条例を参考に、今回、条例の全部改正を行うことといたしました。

第2. 大きな改正点

1. 市の諸活動を市民に説明する責務を明記しました。

市民から市政を信託された市が、その諸活動の状況を具体的に明らかにし、市民に対し説明する責務を果たしていくという趣旨を制定し、具体的には、制度の適正な運営を通じて市が保有する情報の一層の公開を図ることによってその責務を果たすことといたしました。

2. 権利濫用請求への対応

条例本来の目的を逸脱し、社会通念上適正と認められない請求など権利の濫用をしてはならないと定めました。権利の濫用に該当するか否かの判断は、「公開請求における権利濫用の判断基準」に基づき行うこととし、条例の客観的な運用ができるようにいたします。

3. 請求権者の拡大

条例第5条第2項で公開の請求権者以外のものからの公開の申出について、支障がない限り誠実にこれに応じるよう努めるものとする実施機関の努力義務を定めました。公開請求への対応には、受付、公文書の特定、公文書の探索、公開の可否の判断、部分公開をする場合のマスキング作業、写しの交付をする場合の写しの作成等の事務作業を伴います。その作業は、公的サービスとして労力及び時間をかけて行います。この公的サービスを行うためのコストは市民の租税負担等によって賄われます。すべての請求に対して一律にこのサービスを提供すべきなのか議論が分かれるところです。請求権者以外のものからの請求は、社会通念上、妥当な請求か又は市民の理解は得られるのかを基本に判断するものいたします。

4. 大量請求への対応

同時期に大量に集中した公開請求や著しく大量な公文書の公開請求については、この請求への対応をすることによって担当課の他の事務処理の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある場合には、他の行政サービスとの権衡を図る趣旨で、期限の特例として、その請求の一部について先に決定し、残りは相当の期間内に決定することができるとの規定を設けました。

5. 出資法人の情報公開

市が出資している法人については、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に努めなければならないこと、実施機関は、出資法人に対して情報の公開に関して指導等を行うことを定めるとともに、指定管理者についても、公の施設の管理を行う場合に取り扱う情報の公開について、出資法人と同様の規定を準用することを決めました。

6. 実施状況の公表内容を拡大したこと。

実施状況の公表を公文書の公開だけではなく、不服申立て、審査会の開催内容その他この条例に規定される内容について広く公表の対象としました。

7. 情報公開審査会委員の守秘義務違反に対する罰則規定を新設しました。

情報公開審査会委員は、条例第19条第4項の規定により守秘義務が課されているが、同委員は附属機関の非常勤特別職の公務員であり、地方公務員法第34条の守秘義務違反に対する同法第60条の罰則規定は適用されない。しかし、同委員は情報公開審査会の審議に当たって個人情報や公共の安全等不開示情報についても、今回の改正でインカメラ審査を行う権限を付与するなど、他の附属機関の委員とは性格を異にする権限を持っていることから、同委員の守秘義務を罰則により担保する必要があるものと考えられること。また、同様の罰則を個人情報保護審査会では、規定していること。なお、量刑については、均衡を図って「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」といたしました。

インカメラ審査：審査会が当該非公開情報を入手して公開するかどうかの妥当性を非公開で審査すること

第3. 情報公開条例の改正内容（概要）

1. より開かれた市政へ

- (1) 市が市政について市民に説明する責務を明記（第1条）
- (2) 公開を義務規定とすることにより公文書公開の原則を強調（第6条）
- (3) 公開の手段によらずとも提供できる情報については必要に応じ提供することを規定（第24条）
- (4) 会議の公開の努力規定（第25条）
- (5) 出資法人等の情報公開の努力義務を規定（第26条）
- (6) 情報の検索に必要な資料作成（第28条）

2. 権利濫用請求への対応を明記

利用者の責務として権利の濫用をしてはならない旨規定（第4条）

3. 請求権者の拡大

公開の請求権者以外のものからの公開の申出について、支障がない限り誠実にこれに応じるよう努めるものとする実施機関の努力義務を規定（条例第5条）

4. 公益上の理由による裁量的公開について規定

非公開情報情報が記録されている公文書でも、公益上特に必要と認める場合には、公開することができることを規定（第8条）

5. 公文書の存否情報について規定

存在しているか否かを答えるだけで非公開情報を公開することとなる文書については、公開請求の拒否ができることを規定するとともに、審議会への報告を義務付けた（第9条）。

6. 公開決定等の期限延長及び特例について規定

(1) 公開請求対象の公文書が大量にあった場合で延長期間内に処理ができな
いときには、一部について延長期間内に公開決定等をし、残りについては相当
期間内に公開決定等をする事ができることを規定（第12条）。

(2) 請求者には書面により公開決定等の期限を通知することとなっており、
通知がない場合や期限内に公開決定等がされない場合には、請求者は、公開を
しない旨の決定があったとみなすことができることにした。

7. 第三者の意見書提出の機会の付与等について規定

第三者に関する情報が記録されている公文書が公開請求対象となった場合に
は、第三者に通知し、意見書提出の機会を与えることを規定したほか、公開反
対の意見書が第三者から提出された場合において公開決定をするときには、そ
の旨を第三者に直ちに通知すること及び公開決定の日と公開実施の日との間を
2週間を置かなければならないことを規定（第13条）

8. 情報公開審査会委員の守秘義務違反に対する罰則規定を新設（第31条）

○情報公開度が低いとされた条文『8項目』の改正状況

	指摘事項	現行条文	改正内容
1	説明責任の明文化 『市民に対して、自治体はあらゆる行政情報に係る説明責任を果たすことを明らかにする。』	第1条(目的) 記載なし	第1条(目的) <u>市民に説明する責務を全うするとともに、(以下略)</u> 第4章 総合的な情報公開の推進 第24条(情報提供の推進) 第25条(会議の公開)の努力義務
2	請求者を何人への改正	第2条第4号 利害関係人迄	第5条第2項で努力義務を規定
3	インターネットでの請求を明文化	規定なし	佐賀県・外2市(請求のみ)が認めている。 情報公開請求のオンライン化は、行政手続全般がオンラインで可能となるシステム導入後に明文化する。 改正後は『請求まで可とする運用』とする。
4	決裁要件の除外 『用語の定義で公文書は…決裁…手続きが終了し』	第2条第1号 『決裁、供覧 その他手続き が終了し…』	第2条第2号 『職員が職務上作成し、…実施機関において組織的に用いるものとして管理しているものをいう。』に改正
5	文書不存在の決定 通知への不服申し立て	そもそも保有していない文書を情報公開の対象としていない。	第11条『公開決定等』の定義で保有していない文書まで含めて定義、そのため不服申し立て可能 例えば、作成すべき書類が作成されていない等により不存在の場合でも不服申立可能となる。
6	意見陳述の機会制度化	無	第22条(審査会の審議手続)で制度化
7	審査会答申までの期限の設定	第13条に期限 答申期限あり	速やかにと規定
8	公社等を対象とする。	無	第26条(出資法人等の情報の公開)で制度化、指定管理者も含む。

嬉野市部設置条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌するため、次の部を置く。</p> <p>(1) <u>総務企画部</u></p> <p>(2) <u>市民福祉部</u></p> <p>(3) <u>産業建設部</u></p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 部の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>総務企画部</u></p> <p>(1) 議会及び行政一般に関すること。</p> <p>(2) 財政に関すること。</p> <p>(3) <u>税に関すること。</u></p> <p>(4) <u>市税等収納対策委員会に関すること。</u></p> <p>(5) <u>市政の総合企画に関すること。</u></p> <p><u>市民福祉部</u></p> <p>(1) 社会福祉に関すること。</p> <p>(2) 保健に関すること。</p> <p>(3) 医療保険及び国民年金に関すること。</p> <p>(4) <u>戸籍、住民基本台帳等に関するこ</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌するため、次の部を置く。</p> <p>(1) <u>総務部</u></p> <p>(2) <u>企画部</u></p> <p>(3) <u>健康福祉部</u></p> <p>(4) <u>産業振興部</u></p> <p>(5) <u>建設部</u></p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 部の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>総務部</u></p> <p>(1) 議会及び行政一般に関すること。</p> <p>(2) 財政に関すること。</p> <p>(3) <u>戸籍、住民基本台帳等に関すること。</u></p> <p>(4) <u>税に関すること。</u></p> <p>(5) <u>使用料等の収納に関すること。</u></p> <p><u>企画部</u></p> <p>(1) <u>市政の総合企画に関すること。</u></p> <p>(2) <u>地域振興及び男女共同参画に関すること。</u></p> <p><u>健康福祉部</u></p> <p>(1) 社会福祉に関すること。</p> <p>(2) 保健に関すること。</p> <p>(3) 医療保険及び国民年金に関すること。</p>

と。

- (5) 地域振興及び男女共同参画に関すること。

産業建設部

- (1) 農林業に関すること。
(2) 観光及び商工に関すること。
(3) 道路、河川及び建築に関すること。
(4) 都市計画に関すること。
(5) 環境衛生に関すること。
(6) 水道及び下水道に関すること。
(7) 新幹線に関すること。

産業振興部

- (1) 農林業に関すること。
(2) 観光及び商工に関すること。

建設部

- (1) 道路、河川及び建築に関すること。
(2) 都市計画に関すること。
(3) 環境衛生に関すること。
(4) 水道及び下水道に関すること。
(5) 新幹線に関すること。

嬉野市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例【附則第2条関係】新旧対照表

改正案	現 行
<p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 法第14条の規定に基づき水道事業の管理者の権限を行う市長の事務を処理させるため、<u>産業建設部</u>に<u>環境水道課</u>を置く。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 法第14条の規定に基づき水道事業の管理者の権限を行う市長の事務を処理させるため、<u>建設部</u>に<u>水道課</u>を置く。</p>

嬉野市水道審議会条例の一部を改正する条例【附則第3条関係】 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(庶務) 第8条 審議会の庶務は、<u>環境水道課</u>において 処理する。</p>	<p>(庶務) 第8条 審議会の庶務は、<u>水道課</u>において処理 する。</p>

嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例【第1条関係】 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(通勤手当)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円</p> <p>イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 <u>4,200円</u></p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,100円</u></p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,000円</u></p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>12,900円</u></p> <p>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>15,800円</u></p> <p>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円</p> <p>イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 <u>4,100円</u></p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>6,500円</u></p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>8,900円</u></p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>11,300円</u></p> <p>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>13,700円</u></p> <p>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員</p>

18,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員

21,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員

24,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員

26,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員

28,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員

29,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

(3) (略)

3~6 (略)

(勤勉手当)

第28条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第10項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手

16,100円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員

18,500円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員

20,900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員

21,800円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員

22,700円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員

23,600円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 24,500円

(3) (略)

3~6 (略)

(勤勉手当)

第28条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第10項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手

当の月額を加算した額に100分の82.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の37.5を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

附 則

〔55歳を超える職員の給与の支払いに関する減額措置〕

13 附則第10項の規定が適用される間、第28条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第10項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.2375を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の82.5を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

別表（第5条関係）行政職給料表（略）

当の月額を加算した額に100分の67.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の32.5を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

附 則

〔55歳を超える職員の給与の支払いに関する減額措置〕

13 附則第10項の規定が適用される間、第28条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第10項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.0125を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の67.5を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

別表（第5条関係）行政職給料表（略）

嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例【第2条関係】 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第24条 第11条第1項の規定に基づく規則で指定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、前条第1項の規定による規則で定める職にある者が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額(同項の勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)</p> <p>(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第28条 (略)</p>	<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第24条 第11条第1項の規定に基づく規則で指定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、4,000円を超えない範囲内において規則で定める額とする。ただし、前項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第28条 (略)</p>

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第10項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の75を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の35を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

附 則

(55歳を超える職員の給与の支払いに関する減額措置)

10 平成30年3月31日までの間、職員（行政職給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が6級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第10項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の82.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の37.5を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

附 則

(55歳を超える職員の給与の支払いに関する減額措置)

10 当分の間、職員（行政職給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が6級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1)～(3) (略)

(4) 管理職手当 当該特定職員の給料月額
に対する管理職手当の月額に100分の
1.5を乗じて得た額（最低号給に達しな
い場合にあっては、給料月額減額基礎額に
対する管理職手当の月額）

(5) (略)

13 附則第10項の規定が適用される間、第28条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第10項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.125を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の75を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

(1)～(3) (略)

(4) (略)

13 附則第10項の規定が適用される間、第28条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第10項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.2375を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の82.5を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

○ 嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（主な改定内容）

<第1条 嬉野市職員の給与に関する条例の一部改正>

◆ 一般職の給料表及び勤勉手当、通勤手当の改定

(1) 給料表の改正 改定率 0.27%

(2) 通勤手当 交通用具使用者に係る通勤手当について、使用距離の区分に応じ100円から7,100円までの幅で引上げ

(3) 勤勉手当の改定

		6月期	12月期
職員	26年度期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）
	勤勉手当	0.675月（支給済み）	0.825月（現行0.675月）
再任用	26年度期末手当	0.65月（支給済み）	0.80月（改定なし）
	勤勉手当	0.325月（支給済み）	0.375月（現行0.325月）

施行期日 公布の日から施行

<第2条 嬉野市職員の給与に関する条例の一部改正>

◆ 一般職の管理職特別勤務手当の改定、勤勉手当の改定

(1) 管理職特別勤務手当 管理職の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間に勤務した場合にも支給するため

(2) 勤勉手当の改定

		6月期	12月期
職員	27年度期末手当	1.225月	1.375月
	勤勉手当	0.75月	0.75月
再任用	27年度期末手当	0.65月	0.80月
	勤勉手当	0.35月	0.35月

施行期日 平成27年4月1日から施行

<第3条 嬉野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正>

◆ 平成18年給料切替えに伴う現給保障額の廃止

対象者がいなくなったため廃止

施行期日 平成27年3月31日

<附則関係>

◆ 施行期日等

嬉野市営駐車場条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案		現 行	
別表（第6条関係）		別表（第6条関係）	
種類	使用料	種類	使用料
〔一般駐車〕 嬉野市営嬉野中央駐 車場 嬉野市嬉野インター 駐車場 嬉野市嬉野インター 第2駐車場	24時間以内 200円 24時間を超え24時間 ごとに 200円	〔一般駐車〕 嬉野市営嬉野中央駐 車場 嬉野市嬉野インター 駐車場 嬉野市嬉野インター 第2駐車場	24時間以内 200円 24時間を超え24時間 ごとに 200円
〔中型駐車及び大型 駐車〕 嬉野市嬉野インター 第2駐車場	24時間以内 400円 24時間を超え24時間 ごとに 400円	〔中型駐車及び大型 駐車〕 嬉野市嬉野インター 第2駐車場	24時間以内 400円 24時間を超え24時間 ごとに 400円
駐車券の紛失又は破 損	一般駐車 1,000円 中型駐車及び大型駐車 2,000円	駐車券の紛失又は破 損	一般駐車 1,000円 中型駐車及び大型駐車 2,000円
回数（サービス）駐 車券	100円券11枚 1,0 00円 200円券11枚 2,0 00円	回数（サービス）駐 車券	100円券11枚 1,0 00円 200円券11枚 2,0 00円
備考	備考	嬉野市営嬉野中央駐車場については、嬉 野市営嬉野温泉公衆浴場利用者に限り、24 時間以内無料とする。	
1 嬉野市営嬉野中央駐車場については、嬉 野市営嬉野温泉公衆浴場利用者に限り、入 庫から24時間以内無料とする。			
2 嬉野市嬉野インター第2駐車場について は、入庫から30分以内に出庫した場合は、 無料とする。			

嬉野市国民健康保険条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万4,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>39万円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>

嬉野市営住宅条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者にあつては、前項第1号に掲げる条件を具備する者とみなす。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規</u></p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者にあつては、前項第1号に掲げる条件を具備する者とみなす。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)</u>を受けている者</p>

定する支援給付を含む。)を受けている者

(6)・(7) (略)

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、ア又はイのいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

3・4 (略)

(6)・(7) (略)

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

3・4 (略)

